

## 秋田市公告

新屋まちづくり拠点施設整備基本計画策定業務委託について公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

平成26年7月8日

秋田市長 穂 積 志

### 1 業務概要

#### (1) 業務名

新屋まちづくり拠点施設整備基本計画策定業務委託

#### (2) 業務内容

別紙「新屋まちづくり拠点施設整備基本計画策定業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおりに

#### (3) 業務期間

契約締結の日から平成27年3月31日までとする。

#### (4) 業務規模

本業務に関する費用は、9,165,000円(消費税および地方消費税を含む。)以内とする。

#### (5) 設計業務の委託契約に係る随意契約予定

本業務に直接関連する他の設計業務(基本設計および実施設計業務)の委託契約を本業務の委託契約の相手方と随意契約により締結する予定である。したがって、本業務は、随意契約予定の基本設計および実施設計業務の予定業務量を含めた業務量をもって、公募するものである。

ただし、本業務が適正に執行されないとき(市の指示に従わないとき、仕様書に求めている成果品が得られないときなど)又は事業の実施を継続できない事由が生じたときは、この限りでない。

### 2 参加資格

プロポーザルに参加する者（以下「参加表明者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者又は(1)の者同士による共同企業体（以下「J V」という。）となることにより、(2)以下の当該要件を全て満たすこととなるものとする。ただし、J Vの場合は、「建設コンサルタント業務における共同設計方式の取扱いについて（平成10年12月10日建設省通達）」の3の設計共同体協定書を締結していることとする。

- (1) 秋田市内に本社を有し、本市における設計業務に係る入札参加有資格者であること。
- (2) 参加表明書の提出日（以下「申請日」という。）において、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に定める一級建築士事務所登録があること。
- (3) 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士を3人以上有し、その中から本業務に一級建築士を1人以上配置できること。
- (4) 常勤職員を5人以上有すること。
- (5) 平成16年4月1日以降において、同種・類似施設整備に係る設計業務の実績を有していること（ガラス、陶芸等のものづくり工房、美術館、博物館、図書館等の文化・交流施設についての実績とする。ただし、単独、J V、協力事務所としての参画等の受注形態は問わないものとする。）。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (7) 参加表明書の提出期限において、本市の指名停止期間中又は入札参加停止期間中でないこと（複数の企業体が共同して申請する場合にあっては、構成員全員が本市の指名停止期間中又は入札参加停止期間中でないこと。）。
- (8) 申請日において、国税および地方税を滞納していないこと。
- (9) 本業務に関して、他のJ Vを構成する者又は他の参加表明者の協力事務所になっていないこと。
- (10) 新屋まちづくり拠点施設整備基本計画策定業務委託に関する公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に記載する技術

者に関する条件を満たしていること。

### 3 手続等

#### (1) 担当課所室

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市企画財政部企画調整課（市庁舎2階）  
電話 018-866-2032 FAX 018-866-2278  
E-mail ro-plmn@city.akita.akita.jp

#### (2) 実施要領の交付

- ア 交付期間 平成26年7月8日（火）から平成26年7月22日（火）まで
- イ 交付方法 実施要領は、秋田市企画財政部企画調整課ホームページからの入手を原則とする。また、担当課所室においても希望者には直接交付する。（直接交付は、土曜日、日曜日および祝日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までとする。）

#### (3) 参加表明書の提出

- ア 提出期限 平成26年7月22日（火）午後5時
- イ 提出場所 3の(1)に同じ。
- ウ 提出方法 持参（土曜日、日曜日および祝日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までとする。）又は郵送等によること。

#### (4) 企画提案書の提出

- ア 提出期限 平成26年8月20日（水）午後5時
- イ 提出場所 3の(1)に同じ。
- ウ 提出方法 3の(3)のウに同じ。

### 4 参加表明書および企画提案書の審査等

#### (1) 参加表明書の審査

まちづくり拠点施設整備基本計画策定業務に関する公募型プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）において書類審査を行い、参加表明書を提出した者のうちから、企画提案書の提出を要請する者

の選定を行う。

(2) 企画提案書の審査

委員会において書類に基づくプレゼンテーションおよびヒアリングにより審査を行い、実施要領別添の評価基準に基づき、評価点が最も高い企画提案1件と次点の企画提案1件を特定する。

5 その他

- (1) 企画提案書の作成、応募、ヒアリング等、本プロポーザルに要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は、返却しない。
- (3) 提出された書類等は、提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- (4) 提出された書類等は、審査および説明のために、その写しを作成し使用することができるものとする。
- (5) 提出された書類等は、公平性、透明性および客観性を期すため、公表することがある。
- (6) 前号により公表する場合、企画提案書の写しを作成し使用することができるものとする。
- (7) 採用した企画提案書等の著作権は、秋田市に帰属するものとする。
- (8) 企画提案書および業務参考見積書の受理後の差し替え、追加、削除等は一切認めない。また、選定・非選定にかかわらず返却しない。
- (9) 参加表明書に記載した業務を担当する管理技術者および担当主任技術者は、原則として変更できない。ただし、やむを得ない理由により変更する場合は、同等以上の技術者であるとの本市の了解を得なければならない。